

A28 区分されていない課税売上高の合計額が、第5種事業に係るものとして計算することになります。

2種類以上の事業を営む事業者が売上を事業ごとに区分していない場合に、その区分していない売上については、みなし仕入率が低いほうの事業の売上として計算することとされています。

自由診療による収入は第5種事業に該当し、患者に対する歯ブラシの販売は第2種事業に該当します。事業の種類を区分していれば、歯ブラシの収入は80%のみなし仕入率が適用されますが、区分していないので50%のみなし仕入率を適用することになってしまいます。みなし仕入率が高いほうが控除対象仕入税額が大きくなるので、区分しておけば納税額は少なくなります。

医療業の収入は第5種事業に該当しますので、1番低いみなし仕入率が適用されます。もし、第5種事業以外の事業がある場合に事業の区分をしていないと、消費税を多く納めることになってしまいますので、事業区分はしっかり行いましょう。

簡易課税制度においては、第1種事業から第5種事業までの2以上の事業を営んでいる場合には、事業の種類ごとのみなし仕入率を適用して仕入に係る消費税額を計算するため、課税売上を第1種事業に係るものから第5種事業に係るものまでに区分しなければなりません。例えば、次のような方法でも事業の種類ごとの課税売上高が客観的に確認できる状況に区分されているものについては、その区分に基づいて仕入に係る消費税額の計算を行っても差し支えありません。

- ①帳簿に事業の種類を記載する方法（事業の種類ごとに帳簿を分ける必要はない）
- ②納品書・請求書・売上傳票の控え等に事業の種類を記載（記号等による表示であっても事業の種類が判明するものであれば構いません。）し、かつ、その区分された事業の種類ごとに課税売上高を集計した記録を保存する方法
- ③レジペーパーに販売商品等の品番等が印字されるものについては、その印字により区分し、かつ、その区分された事業の種類ごとの課税売上高を集計した記録を保存する方法
- ④施設ごとに1種類の事業のみを行っている事業者においては、その事業場ごとの課税売上高を集計する方法

また、2種類の事業を行っている場合に、一の事業の課税売上高を明確に区分しているときは、残りの区分されていない課税売上高を、区分している事業以外の一の事業として区分しているものとして取り扱って差し支えありません。